



# 島根県報

令和3年4月13日（火）

## 第 199 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

#### 【告 示】

令和2年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（農 畜 産 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	2

#### 【公 告】

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	3
公共測量の終了	（        ”        ）	3
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	3
開発行為に関する工事の完了	（        ”        ）	4

## 告 示

### 島根県告示第295号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和2年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
11386991647	康国桜（全和黑原6381）	肉用牛 黒毛和種	1級
11386991654	康福栄（全和黑原6382）	肉用牛 黒毛和種	1級

### 島根県告示第296号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 神段原A
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から41号までを順次に結んだ線及び標柱1号と41号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
江津市川平町南川上1046番1	1号及び39号から41号まで
” 158番9	2号から4号まで
” 1046番10	5号から17号まで及び19号から25号まで
” 163番6	17号から19号まで
” 170番4	25号及び26号
” 170番5	26号
” 1046番11	27号及び28号
” 171番3	29号から34号まで
” 173番3	35号
” 1046番3	36号及び37号
” 1046番3地先道	38号

### 島根県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大田市大田町、久手町及び長久町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（航空重力調査）
- 2 作業期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域  
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月19日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年7月1日から令和3年3月19日まで
- 3 作業地域  
安来市伯太町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 
- 1 都市計画の種類  
大田都市計画道路
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画大田市駅周辺土地区画整理事業
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域  
鹿足郡吉賀町沢田153番1の一部、155番3の一部、156番の一部、157番2の一部、165番の一部、155番3地先から157番2地先まで  
面積 1,049.95平方メートル
  - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鹿足郡吉賀町六日市750番地  
吉賀町長 岩本 一巳
-